

【補足事項】

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その5）

【補足1】

Q1「調査の事前準備」とは、調査票のうち概況調査に該当する部分の聞き取りのことを指します。

概況調査の聞き取りについては、医療機関だけでなく施設・居宅の被保険者もオンライン等で実施することができます。

【補足2】

A2については、医療機関のみが対象であり、施設・居宅は、オンラインでの調査（概況調査を除く）の対象外となります。

施設・居宅の被保険者に係る調査（概況調査を除く）については、従前どおりの取扱いとなります。

【補足3】

オンラインによる調査に当たり、申請者が使用する通信端末や通信費用は、申請者側で準備・負担していただくこととなります。